

## 平成 16 年度第 8 回宮城県民間非営利活動促進委員会

事務局

ただいまから平成 16 年度第 8 回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。本日は、小島委員、山田会長、櫻井委員、鈴木委員、大森委員、佐々木委員から欠席の連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして藤田副会長からごあいさつをいただきます。

藤田副会長

みなさんおはようございます。今日は山田会長が大学の方で所要があり御欠席ということで、私が司会を務めさせていただきます。なにぶん不慣れなものですから、皆様の御協力を得て進行をつつがなく進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

事務局

では、引き続き藤田副会長に議事の進行をお願いいたします。

藤田副会長

それでは、1 の行政と N P O の協働マニュアル案について事務局から説明をお願いします。

宮島 N P O 活動促進室主事

N P O 活動促進室の宮島です。よろしくお願ひします。

前回の委員会で、行政と N P O の協働マニュアル案を提出させていただきましたが、内容について強調したい部分や文書等の削除・修正について御意見をいただきたいとの話をしておりました。意見につきましては小澤委員からいただいております。また、加藤委員からは本日いただけるという話を伺っていました。ほかにも何か意見があれば、説明しながらではありますがいいただければと思ひます。

資料 1 がマニュアル案で、内容をすべて盛り込んでいるものです。前回示した内容と変わった部分について説明します。

なお、説明するに当たっては、資料の 2、行政と N P O の協働マニュアル案に係る提案と見比べながら、ひとつおり説明したいと思ひます。

まず、前回の委員会で事業協力と実行委員会という協働の形態について、これらは性質的に違うのではないかという意見がありましたので、「共催・後援」と「実行委員会・事業協力」に分けました。

次に、本来、このマニュアルは県職員向けにということで作っていましたが、市町村職員にも波及効果があればということで、そういった文面ももし追記できればという話もあったことから、「はじめに」というところで一文を追加しています。

2 ページ目、基本計画中の用語と基本的には統一しなければならないということがあるので、もう一度基本計画で詰めていた内容を見直し、表現が違うところを見直しました。同様に、2 ページ目の中段、N P O の特徴を記載していますが、ここも基本計画に並べて

ある順番に直しました。

2 ページ目の下の方で、NPOに含まれる団体の範囲ということで、広義には協同組合まで、最狭義はNPO法人という図がありますが、「宮城県の基本計画ではNPOの範囲を市民が自主的・自発的に組織した社会貢献活動を行う団体、より具体的には、特定非営利活動法人や任意の市民活動団体を主な対象としています」という書き方を図表にしにくかったのですが、破線や色の濃淡で段階的な形で表してみました。今回は、市民活動団体で区切っていたのですが、そこに線を入れるのをやめました。この部分について、何か御意見等があればいただきたいと思います。

それから、3 ページの中段ですが、NPOとNGOの違いについては基本計画の文中と用語を統一しています。

同じページの4 番目、非営利の意味のところですが、小澤委員から意見をいただきましたが、前回の案では一番最後に「ボランティア活動の「無償」ということではありません」という一文が入っていましたが、前後を見て、なくてもいいのではないかとも思えたことから、事務局でも話し合った結果、今回削除しました。

それと、「非営利」=「非分配」、非営利「無報酬」の部分も、今回は「無償」でしたが上の文章とあわせて「無報酬」にしました。

次に10 ページですが、まず協働とはという部分で今回のこのマニュアルの定義のところですが、ここはもう少し強調した方がよいのではないかとということで太字にしています。そして、協働についてということで、前回委員会の中でももう少し内容を膨らませてそもそも協働とはこういうことだということを最初に言わないと行政職員の場合、このとおり進めてしまえばいい、手法どおりにやればそれが協働だというそういう誤解を生みかねないということで、前回のものより少し内容を膨らませています。この部分については時間をかけて読んでいただきたいと思います。

次に13 ページ。協働の形態・手法なんですけど、協働とは何かという中の一つとして、こういった形で進めることもありますということを13 ページに書いているのですが、協働についてはもう少し内容を説明したほうがよいということでここに「多様な形態がある」ということを前置きしています。

14 ページの情報交換・意見交換ですが、宮城県の今までの協働事例が下の枠に入っていますが、前回の事例が広義であればNPOには入るかもしれないのですが別な団体の事例だったので、御意見いただいたようにみやぎNPOプラザで開催している意見交換会を入れてみました。

16 ページの共催・後援に係る宮城県の協働事例ですが、後援名義の使用もしているということを記載してみました。

17 ページも同様に協働事例の部分ですが、実行委員会形式でNPOの方が関わっているものとして、宮城県少年の船実行委員会とアビリンピックみやぎ2004実行委員会の二つを事例として入れています。

20 ページですが、補助と助成という形態の協働事例については、前回よりはもう少し分かりやすい方がいいかなということで、家具転倒ゼロ作戦や南とうほくSUNプランで定める圏域で行われる活動に対する補助を事例として入れてみました。

23 ページの選定基準についてですが、選定基準を設けることは必要ですということで、小澤委員からいただきましたが基準のハードルをどこにおくかで変わってくると思いま

すが、具体的に運用する時は基準が高くなりすぎないように配慮が必要等の加筆があってもいいのではという意見もありましたが、このまま使ってしまうとNPOだから基準が低くてもいいという文章だけをそのまま読んでしまうと誤解をしょうじるおそれがあることから、文章表現を変えて加えてみました。こちらについても意見をいただければと思います。

意見をいただいて前回の内容と変更した部分は以上です。

ひととおりの説明は終わりですが、10ページの協働についての部分について特に御意見をいただければと思います。

藤田副会長

ありがとうございました。

それでは、ページをおって順に見ていきたいと思います。

まず、目次の共催・後援、実行委員会に関しては13ページと重複しますので、13ページのところで検討したいと思います。

1ページの文章追記については、市町村職員にも参考配付したいということで若干文章を変えておりますが、これでよろしいでしょうか。

よろしければ次のページに行きたいと思います。

2ページ目は Nonprofit Organization というところや説明文を基本計画と統一したいということですが、これは異存がなければこのままで行きたいと思いますがよろしいですか。

このように細かく見ていき、全体としてどうかということをお聞きしたいと思います。

2ページ目の図式、NPOに含まれる団体の範囲について皆様の意見をお聞きしたいということでしたがいかがでしょうか。

実線と点線で工夫していますが、これを見ると広い意味では社会福祉法人まで入ることですね。本来は市民活動団体までですが、もう少し範囲を広げると社団法人、財団法人、社会福祉法人までですということになります。そうした場合、ここの部分について混乱してしまわないかと思うところがありますが皆様御意見いかがでしょうか。

木村委員

非常に微妙なところで、石巻支援オフィスでもその登録団体のところで社団法人も入っていたりします。そういう段階なので、一概にそこで線引きしてしまうと厳しいかなと思いつつも、財団法人や社会福祉法人も含め、資金調達の面ではだいぶ保護されている部分があるので非常に微妙かとは思いますが、狭義にはとか広義にはという一文が入っているので、私としてはこのままでいいと思います。

藤田副会長

稲葉委員はいかがですか。

稲葉委員

同意見ですが、表現として考えますと、特定非営利活動法人のところに最狭義と書いて

あるのを利用して市民活動団体のところに，一般的にはここまでだという表記を入れて社会福祉法人のところで何か入れるというような，段階をつけるような表現をつけることはできませんか。うまく表現できませんが。

藤田副会長

白黒なので分かりにくいですが，実際はカラーで実線の部分と下の注釈がついている部分分かるような形になるのでしょうか。

宮島NPO活動促進室主事

配布の時には色はつきません。

藤田副会長

そうすると，1番の注釈は下に書いてありますが，これが実線ですよというのがあればなんとか分かるかなと思います。

青山NPO活動促進室長

主が実線で，主じゃないところが点線という意味で注釈と線との関係を表したつもりなんです，分かりにくいでしょうか。

大久保委員

基本計画と上に書いてあるNPOの範囲というのと，下の注釈で基本計画において具体的には法人や任意団体を対象としていますというふうに入れているので，上のNPOの範囲というのは社会福祉法人までというふうに見誤ってしまうかなというのと，下の注釈との差が理解できるかなということ。基本計画では主な対象としていますといっているところがメインなんです。でも，宮城県としてはここまで範囲に入れますというクッション的なもの。例えば社会福祉法人や財団法人といったいわゆる行政の外郭団体といわれるところもたくさんありますよね。社会福祉法人の中でも，非常にNPO的にやっているところも実際ありますし。だからそこが一概に言えない部分なんですよね。でも，基本的には市民活動団体あたりまでを基本計画では対象としていますということなんですよね。もうちょっとなにかあれば。

加藤委員

先日のプロジェクトMは社会福祉法人が借りてますよね。要するに，個別施策ごとにそのような団体が対象範囲になることがあるわけですね。例えばプロジェクトMでいえば，それは施設利用ができる規模や地域の状態ということがある。例えばファンドについていうと，社会福祉法人や財団が応募してきても恐らく入らないというふうに判断することになると思いますが。それはこちらも引き受けての方ではっきりさせておくべきところですが。つまり，全部を大元の条例に書いてあるとおりになると，条例は幅広くとっていますから，あとは一個一個の性格に応じて一定程度判断する必要がある気がします。条例どおり100%条例に基づいた施策なんです，条例どおりに運用できるのかということのかちょっと気になるのと，左端に特定非営利活動法人が書いてある図そのものが誤解を招く

んです。左側からボランティア団体や市民活動団体の一部が法人化をして特定非営利活動法人や社団法人や財団法人になるという順番に入っていて、ならない部分だけをこれは取り出して任意の法人格をもっていない市民活動団体と定義しているのです。本当は基礎的な土台に市民活動団体があるわけです。それをこのように並べると解釈のしかたが非常に複雑になるなど。あまりこの図は好きではないですね。どうしたらよいかというのは悩ましいところですが。

微妙ですね。主な対象としていますというのは、副次的な対象としては社会福祉法人や財団法人、社団法人も入らないとは言えないという言い方であって、主なということがメインだろうと考えていくしかないと思います。図を書くとかえって分かりにくくなるのかなという気がします。

藤田副会長

ただ、あまりNPOを知らない人にこの図を見せた時、よく分かりましたといわれたんですね。ですから、最初のとっかかりとしては分かりやすいのかもしれませんが、もう少し突っ込んでいくとちょっと微妙に違うところがあるよということが出てきますので、図式に関しては熟考してほしいという意見が出ました。

小澤委員、どうぞ。

小澤委員

苦心していただき感謝申し上げます。多分、基本計画をどうやって行政の各現場に落とし込むかというそのためのマニュアルと認識した場合に、基本計画がどうなっているかということにあります。真に豊かな、安心とゆとりの地域づくりに誰もが参画できるような社会の実現のためといった時に、そういった意味では間違いなく基本計画の検討の中でも、具体的にいうと例えば私が関係しているMELONは財団法人ですが、やっぱりNGOでNPO的な性格が大変強いと。ですから、そういったことをどのように正しく行政の現場の人に認識してもらおうかとした時に、あくまでもこれはマニュアルですからその目線は一致させなければいけないのではないかとということで意見を申し上げ、このような形で表現していただいたと思うんですね。確かにこの図がどちらかというとベクトルの方向が一方に向かっており、その意味では順序建てがされてしまっているのです。そこが階層的になっているなというふうに分けるので、そういった意味では社会の構成という意味では社団法人、財団法人、社会福祉法人を横に並べるとかそのような工夫は一方でできるのかなと。多分言いたいところは、そういった意味ではその目的のところに向かっていく上であまり狭く、逆に現場の人にとらえられないように、それでいて正しく認識してもらおうということをぜひ表現してもらいたいというのが主眼だったので、そのへんをちょっと工夫していただけたらなというのが意見です。

藤田副会長

ありがとうございました。検討事項がまだまだたくさんありますので、もう一度皆様に御自宅でご考えていただき、いい知恵があれば事務局にお知らせするということができればいいかなと思います。

では、次にまいります。

3ページのNPOとNGOの違いの説明変更ですが、ここについては修正案どおりでよろしいですか。よろしければ次に行きます。

10ページですが、ここはかなり長い文章が続いておりますので、ここは皆様にじっくり読んでいただき御意見をお聞きしたいと思います。これは下線を引いた部分が修正したところですよ。では、読んでいただく時間を1分ほど差し上げたいと思います。

私もさらっと読みましたが、ここについてはじっくり取り組みたいなど。特に中央部分からの、すべて協働するばかりが重要ではなく $1 + 1 > 2$ 、相乗効果が高い場合にのみ協働すべきではないかという部分。

小澤委員はいかがですか。下の方の $1 + 1 > 2$ で相乗効果が高い場合にのみ協働するということを考えてはどうかという文章があるわけですが。

#### 小澤委員

内容の前に、これをぱっと見て思ったことを意見として述べますが、全体のマニュアルの構成からいくと異色ですね。文章のセンテンスが長いというか。それで、まず作り方の問題として一つ思ったのが、読んで分かるマニュアルとほとんど役に立たないマニュアルがだいたい多いんですよ。ですから、少なくとも、見出しで何を言っているのかが分かるものにしていかないと実効性のないマニュアルになりかねないので、大きくはこの中の文章が3つのセンテンスくらいに分かれているのかなと今読んで思ったので、そんな感じでうまい具合に見出しを付けた文章になおした方がいいのかなというのがまず一つ。

前段の部分は、協働の必要性の理由として行政の対応には限界がありますということが言われていますし、真ん中の段が、NPOは地域社会の課題を解決する主体だったりパートナーですよということが言われていて、最後は今、藤田副会長がおっしゃった、 $1 + 1$ が2になる場合でも有効な場合がないとは言えないと。それは、それぞれの特性を活かしあって課題解決をするということがあると思うんですね。 $1 + 1$ が逆にマイナスになる場合だってあるので、ここで $1 + 1$ が2より大きい場合にとりうに言い切るのがどうか。どちらというのも言いにくいのですが。多分加藤委員も関わられたのかと思いますが、仙台市でも同じような協働に関するマニュアルを出しましたよね。あれの中の協働の部分の考え方は、表現は違うのですが、特に県の場合は共通の課題となっておりますが市の場合は特定の課題となっていたと思うんですが。そのとらえ方が、共通の課題なんだから $1 + 1$ は2より大きくならなければいけないととらえるのか、要するに、特定の課題なんだからまずはそのNPOが持っている特性を活かして行政とやって $1 + 1$ が2になるものでもいいんだというふうにとらえるのかの違いなんだと思ったりもしているのですが、ちょっとまとまらない意見ですみません。

#### 藤田副会長

どうもありがとうございました。では加藤委員、何か御意見をお願いします。

#### 加藤委員

おっしゃるように、文章がずらずらと続いていてぱっと見て分かりにくいというところがあるので、何か工夫が必要かなというのはおっしゃるとおりです。

それと、流れが、一番最初に「本来公共は、社会を形成するすべての人々が担うべきも

のです」ということについてはそういうとそうなんです、なんだか今まで市民は担ってなかったから担えよという空気がするんですね。そうではないんじゃないかな。現実には社会の様々な公共的な領域を市民も企業も担っていたわけですから、それを認めていなかったという問題なので、「べきである」というふうに冒頭にくること自体少々引かかるんですね。それぞれがむしろ公共政策の主体であるということを見たり、再確認をするということをしていないか。その流れの中で、1 + 1が2以上というのは、別々にやって効果が高いのに一緒にやって苦労しているというのは、苦労するというのにも意味があるといえればそれまでですが、それはおかしいという意味で使っているだけなんです、話の流れが効率主義的に、より質が高くより効率的できめ細くなる場合のみやれというふうに伝わるので、その協働自体が効果主義的というふうにとらえられる感じが強いかなと。もう少し市民の提案やあるいは当事者の参加という視点があるので、特定のあるいは共通の課題を見つけて市民もNPOとして関わるということが生まれてくる。その上で、もちろん専門性や効率性とかよりよいサービスが生まれるということがついてくるような気がするんですね。そのへんの表現が 効率一辺倒に見えるなということが小澤委員の指摘に続いて感じるところです。

藤田副会長

そのほかに御意見ございませんか。

ただいまの意見はもう少し文章に工夫をとということ、一生懸命書いてくださったのでしょうけれど行政の方が書いてらっしゃるので「べき」論だみたいな感じになっていますので、もう少し市民参加の視点を入れていただきたいということですね。何か事務局で御意見ございますか。

渡邊環境生活部次長

前回の促進委員会で御指摘をいただいて、担当の宮島とこの部分についてしっかり室内でも議論をして書こうと考えておりましたが内容を絞れませんでした。他の事業スケジュールとの兼ね合いで省力化してこのマニュアルを作りましたので、担当者はいろんな方達がお書きになった本を一生懸命読んで、この文章を作ってくれたのですが、おっしゃるような御指摘を参考に、もう少し時間をかけて練らせていただき、また皆さんにお返しをして御意見をいただいてまとめ上げたいと思いますのでよろしくお願いします。

藤田副会長

私達も突然今日ここでこの文章を読んでもいい知恵が浮かびませんので、これも持ち越して次回までには皆様の意見を事務局に出していただけたらいいと思います。

それでは次に11, 12ページあたりで皆様の御意見がありましたらお願いします。

今回は私欠席いたしまして申し訳ありませんでしたが、11, 12ページに関しましては前回もそれほど御意見がなかったのでしょうか。なければ13ページ、協働形態の選択。ここですよね。訂正がございました。実行委員会。共催・後援。事業協力。このような表現の仕方にしましたがこれでよろしいでしょうか。いろいろな形態がございまして、このように種類を多く出していただくと、いろいろな提携の仕方、連携の仕方があるんだなということが分かりますよね。御意見がなければこれで了承されたということで進みます

が、その他にまだ連携の仕方がありますか。ないようですので次に進ませていただきます。

それでは14ページの宮城県の協働事例ですが、ここではいろいろな例を出していただいているわけですが、14、15、16ページの協働事例について、このように具体的に出していただければ分かりやすいとは思いますが、かわいいカットが入っていますので、見た目にもとっつきやすいというか、ちょっと読んでみようかなという感じにはなっているかなと思います。15ページは少し余白が空いていますが、この部分にもカットやイラストは入れるのですか。あるいは、これから変更なども出ますので、余白をあけておくということですね。

協働事例に関していろいろな具体的な例が出ていますが、何かもう少し追加すべきものがありましたら提案してみてください。

あまり御意見がないようですが、だいたいこのような形でいいということでしょうね。

よろしいようであれば、次に23ページの表現を修正した文章についてですが、それについてもう少し御意見をいただきたいという話がありました。選定基準のところですね。このような表現でよろしいかということですので、よろしければ了承していただけたらと思います。これは小澤委員からの御提案ですので、ちょっと説明していただけますか。

#### 小澤委員

書いているとおりで、本文中にも一部参入を狭めるものではないという表現があったのですが、どうしても基準ということになると、基準のとらえ方については受け止め方によってはハードルをどこに置くかということによって規制の方に働くことがないよう前向きにとらえてもらえるような表現にという意味だったので、この程度でもなんとかなるかなということと、今見て思ったのが選定基準の1から6までですが、一番最初に過去の活動実績や活動内容とくると、逆に過去の活動実績がないところにとってはハードルが高く感じるかなと。これを見た時に、どうしても並び順で優先順位を受け止めがちだと思うんですね。ですから、そういった意味で、今さらというのがありますが並び順はどうなのかなということも思いました。

#### 藤田副会長

文章表現に関してはこの程度で納得していただいたようですが、ではこれでよろしいでしょうか。

#### 加藤委員

ちゃんと文章の頭に事業目的や事業形態によって選定基準が変わるのだと書いてはありますが、ここでは補助や委託、公の施設だとかそういう協働の場合はこういう基準できちんと判定することになるだろうということはよく分かるんですが、事業協力や企画・政策立案への参加とか情報交換というのは本当は協働より市民参加の権利の部分なので、参加の制度化なんですね。ですから、その部分はこういう条件を付けるという発想にはならないはずですよ。もうちょっと書き分けたほうがいいのか、市民参加の制度化部分も含めて全体で協働と呼ぶことにしているので、そうすると行政側主体で選別するという頭だけでは全体の理解が困ると思うんですね。ただし、相手を明確に選んで特定のところと具体的に事業をやるという段階では一定の基準があるというふうに、もうちょっとうまく



伝わるようにならないかなと思います。

藤田副会長

事務局はどうか。加藤委員の提案ですが、もう少し事業目的とか事業形態によって若干選定基準も違ってくるので、もう少し分かりやすいように表現できないものかという御提案ですが。あるいは、事業目的によって選定基準の順番が違ってくることもあるのではないかという小澤委員の提案なんです。

青山NPO活動促進室長

今の話は非常に難しいと思いました。確かに市民参加の制度化をより前面に出している協働の形態も確かにあるとは思いますが。一方で、事業を効果的にやるというのは残る部分ではあるので、 から はオプションとしては出しているいいと思うんですね。その出し方についてはおっしゃったようにすべての協働の場合にすべての から をこの順番でやらなければなりませんという誤解を生むのであれば、例えば事業目的や形態に応じてこの中から適切なものを設定すべきとかですね。表現の工夫はできるのかなと御議論を聞いて思いましたので、検討はしたいと思います。 から まで並べているところに少し説明を加えるなどすればいいのかなと思いました。

藤田副会長

それでは、もう少し考えていただくということで事務局に戻したいと思います。私たち委員も忙しくてなかなかじっくり読み込むことができない状況ではありますが、せっかくこのような協働マニュアルができましたので、次回の委員会までには読んで、何か御意見がありましたら事務局にお寄せするという形でやっていきたいと思えます。

それでは、全体を通して御意見がありましたらお願いします。加藤委員どうぞ。

加藤委員

12ページのプラン、ドゥ、チェックのところですが、順番で基本的に行政が内部で検討するところからスタートして、協働形態も考えた上で相手を選定するという事になってまして、その後契約するというふうに単純にいくのですが、これは少なくとも協働相手の選定の後にもう一度事業の立て直しとか見直しときちんとした協議が入っていないと、行政の方はここで全然考えないと思うんですね。要するに、自分が協働相手との相談抜きで企画をした段階のまま話が進むので、できればここは協議がきちんと入るといって、最低そういうことに重要な時間をとるべきだということ。あるいは企画の変更も一部ですがあり得るということを示唆された方がいいと思います。

藤田副会長

事務局はいかがでしょうか。ドゥに入る前にもう一度お互いが精査するということが。

青山NPO活動促進室長

実際は当然そうなると思っています。相手を選定した後契約を結ぶ際に十分協議をする

というのは当然必要だと思いますので、そういうことをきちんと整理した上でこのように書いているんだと思っていたので、そこは何か工夫が必要かと思います。

大久保委員

実は、今加藤委員がおっしゃったことはとても重要だなと思います。というのは、これまでの委託事業の場合には、当然仕様書なりでやって欲しいことを出して、手を挙げた業者がそのとおりにやるという形でやっていると思うのですが、NPOの場合の協働という形でくると、掲げられたことに対してまた再提案があって協議をし、いいものを作るにあたって決めてそれでやっていくという形で進むべきだと私は思うんですが、そういう考えは浸透していないので、募集された段階で手を挙げたのだからこのとおりにやれということになるのを防ぐためには再協議するという意識的にきちっと入れておくことがいい事業結果を導き出すためには必要になってくるということで、私は非常に重要だと思います。そこは欠かさないで書いていただきたいと思います。

藤田副会長

これは書いていただけるんですね。では、よろしくをお願いします。

その他に全体を通して御意見はございませんか。木村委員はありますか。なければ、事務局はいかがですか。

青山NPO活動促進室長

貴重な意見をいただきましたので対応したいと思います。また、今日副会長からも文章が大きくなった部分もあるのでじっくり読んでチェックしましょうということも投げかけていただいたので、ぜひ意見もいただきたいと思います。

本来は、今日の委員会でこの議論をする前に文書なりで意見を各委員からいただき、それを盛り込んだ形で提案することを予定していましたが、お一人だけしか意見をいただけなかったもので、それを盛り込んだものところが自主的に直したのを見ていただきこの場で意見をいただくという形をとりました。当初の予定では、今日、修正する部分がある程度見えてきて、あとはこちらで修正し文書やメールなどで各委員にやりとりさせていただき完成に至りたいなと思っていたのですが、いろいろな意見もいただきましたので、今後はどうしましょうか。委員会の開催という意味では、次回は4月か5月になるんですね。ですから、そこで改めて御議論をいただき決定をするという方法もなきにしもあらずですが、もともはこちらが年度内に確定したいという希望もあったものですから始めに申したような方法で考えていました。皆さんの御意見もいただきたいと思います。

藤田副会長

大変失礼いたしました。年度内に是非とも作りたいという意気込みがあった中で、私たちの意見がなかなか集まらなかったというのがあります。どうしましょうか。やはり年度内に作って、4月からこれで行きますということで配付したいですね。

木村委員

実は昨日、こちらに別の会議で来てまして、生涯学習審議会に出席していたのですが、

生涯学習の計画の素案の中でNPOのことが出ていたのですが、県民の文化を創造するのがNPOという位置づけになっていたんですね。5年前の計画を基にそのような素案になっていたので私たちも指摘をさせていただいたのですが、たぶん事務局側でそのような認識だったということですみませんというコメントをいただいたのですが、やはり行政職員の中でも温度差というか認識の違いがまだまだあるようで、それはもしかしてNPO活動促進室に問い合わせをしたのかと聞いたのですがまだそういう段階ではなかったのということだったんです。そのようなことを考えてもこのマニュアルは非常にいい内容で、少なくとも前半部分を読んでいただければ各担当課でいろいろな計画などを作ったりする時も、また、石巻もそうですが、広域合併が4月からというところも多いので、今、計画を作る一番大事な時だと思うんです。そういう時に、早くこのマニュアルをお渡ししていただけたらなと我々一市民としても思うので、ぜひ、なんとか年度内に配付していただく方向にさせていただけたらなと思います。

藤田副会長

年度内に配布して、このあと1年ごとに見直しをかけることはお考えになっていませんか。とりあえず出して、よりいいものにしていくとか。

青山NPO活動促進室長

今のところそこまでは考えていなかったのですが。職員に配布して様子を見たいなという気持ちはありましたが。

小澤委員

質問ですが、マニュアルの完成後、どのようにマニュアルの実効性を高めていくのかという計画についてはどうなっているのでしょうか。

渡邊環境生活部次長

私たちも任期があるので確約はできませんが、引継ぎという形では発展形のマニュアルにしていきたいという基本的考えは持っています。皆で使い込み、より使い勝手のようマニュアルにしていきたいと思います。

それから、この活用ですが、職員研修のテキストに使っていかうと考えています。その他どのような活用方法があるかは今の段階ではアイデアは持っておりません。何か、このような使い方が有効ではないかという御提案があれば教えていただければと思います。

木村委員

石巻市でも実は市から委託を受けて、センターで専務が共同マニュアルを策定し提出しております。

市の職員の方々には読んでいただいたという認識ですが、あるとないとでは全然違うと思うんですね。そういう計画を作る時にはたぶんNPOの文言が各担当課の計画に必ず出てくる文言になっていると思うので、必要であるし、担当された方には目を通していただけたらと思うんですね。部数の問題はあるかと思いますが、極力必要とされるところに必要な部数を配付していただくということはぜひお願いしたいと思うし、市町村でもまだマニユ

アルを作っていないところに関しては絶対必要なものになっていくと思うのでよろしくお願ひします。

藤田副会長

やはり今年度中にマニュアルを作りたいという意向を受けてとりあえず作ると。それで、例えば、今日のいろいろな意見を受けてさらに考えた意見・提案をいつまで事務局にお寄せするというを決めておき、それを受けて事務局が修正したものを作り上げるという事務局にお任せしてしまうということも考えに入れていきたいと思うのですが。ここで、年度内に作ってしまうか、よりきちんといいものにしたいので来年度にするかというのを決めなければならないと思います。

皆様の御意見はいかがでしょうか。大久保委員はどうですか。

大久保委員

私は、不完全でもここで大筋が大幅に間違っていなければぜひ作っていただきたいと思ひます。

それで、必ず新年度に新しい担当者が出で来るわけですので、その人達が知り得るものの資料として出していただきたいと思ひます。

私もざっと見た段階で、分かりにくい文章があったり、誤解されるのではないかという表現を見てきたつもりですが、ある程度は出ているのではないかと思うんですね。やっぱり、やっていくうちに誤解の部分がすごくあったとかいう部分において変えていくことには構わないと。例えばこれをこの先ずっと使うに当たってたくさんの部数を印刷してこれっきりというのであればしばらくは変更できないということがあるかもしれないが、おそらくそんなに作らないのではないかと思うんですね。だったら、新しい人達が新年度が始まって使うという機会を失ってほしくないという気がします。

これはいろいろな研修にぜひ使っていただきたいと思ひます。もちろん本庁でもそうですし、出先機関でも使っていただきたい部分と、教育委員会にもぜひ資料として使うような働きかけをお願いしたい。校長会とか。実は先日、尋ねていらしたんですが、教職10年の研修の中に去年からNPOの研修は組み込まれたのですが、2年目の研修の中にNPOについて学ぶ内容が入っていないんですね。それで、それを入れて欲しいという話をしましたが今からでは無理なのでという話だったんです。ですから、18年度に必ずプログラムとして入れてくださいという話をしたのですが、そういうものをNPOに派遣するに当たってもNPOとは何であるかという10年の研修に入っていないということ自体がちょっとおかしいんじゃないのと私は思うのですが、そういった時にも資料としてないと困ると思ひます。協働するに当たって、先生方も職場の中で出てくるのではないかと思ひますので、そのような多様な使い方を積極的に働きかけていただきたいと思ひます。

藤田副会長

とりあえず、異論がなければ年度内に間に合うようにマニュアル作りをしていただく。それで、どうしてもここは修正をしていただきたいというような部分がありましたら、早急に事務局に意見を出す。そういった形でよろしいでしょうか。

それではマニュアルに関する審議はここで終わりとさせていただきます。

次に（２）平成１７年度の主な事業について，事務局から説明をお願いします。

佐藤ＮＰＯ活動促進室活動促進班長

それでは資料３を御覧ください。

一番上にＮＰＯ活動促進室施策体系と書かれているものですが，平成１７年度のＮＰＯ活動促進室の事業につきましては，昨年１０月に開催された促進委員会でその方向性について御説明申し上げたところですが，本日午後に関会される県議会において正式に１７年度当初予算案として提案されることとなりましたので，予算の概要として改めて御説明申し上げます。

施策体系ですが，これはあくまでも現行の基本計画の体系に則したものとなっております，当然ながら計画見直し後に関しましては改正後の体系と整合性をとるものです。

まず，ＮＰＯ法施行事務ですが，ＮＰＯ法人の認証に伴う関係事務費を計上したものです。法人認証数も大変増えておりますので，事務費についても若干の増額となっております。

次に，民間非営利活動促進委員会の運営ということで，当委員会の運営経費です。１７年度につきましては新しい基本計画の策定のため，冊子の発行等に係る費用も含んだ額になっています。

みやぎＮＰＯ夢ファンド事業ですが，せんだい・みやぎＮＰＯセンターと協働で運営している事業ですが，本年度同様に県の拠出金５００万円を計上しています。ちなみに，来年度の助成につきましては２月１日より募集を開始しており，前年を上回る応募を期待しているところです。

みやぎＮＰＯサポートローン事業ですが，これは新規事業です。

この事業は，金融機関との提携によりＮＰＯ法人向けの融資制度を創設して，低利・無担保による資金の貸し付けを実施しようというものです。制度の詳細につきましては，現在提携先金融機関と調整中ですが，融資総額は年間５千万円程度，融資対象は行政機関等から委託金・補助金等が支給される間の短期の運転資金，いわゆるつなぎ融資を当面は中心に据えたいと考えております。

この融資制度の創設により，例えばですが，児童虐待やホームレス支援等なかなか事業対価が期待しづらい分野につきましては夢ファンドによる助成，一方で，一定程度の事業収入が見込める分野で活動されるＮＰＯについてはこのような融資の資金支援が可能ではないかと。あくまでもおおまかな棲み分けであり例外を否定するものではありませんが，このようなことから県の資金支援のシステムとして事業目的の明確化が図られて全体の効率的な運用がなされるのではないかと考えています

次に県有遊休施設等の有効利用によるＮＰＯの拠点作り事業です。本年度，仙台高等技術専門校幸町校舎，旧岩沼警察署長宿舎，山元養護学校職員宿舎の３施設について公募・選考を行い，貸付団体の決定をし，４月からお使いいただけるように準備を進めているところです。１７年度につきましては，本年と同様に３施設程度の貸付を実施したいと考えていますが，年度明けになるべく早く貸付対象の施設名をお知らせし公募を開始したいと考えています。

また，この拠点づくり事業は平成１７年度までの時限を区切ったプロジェクトですので事業としては１７年度で終了するわけですが，この事業と同じ趣旨の取り組みを全庁的に

展開していこうと考えていますので、ガイドラインを策定したいと思います。当然ながらこのガイドラインの策定につきましては、県内部だけでなく、NPO関係者の参画を広く得ながら進めてまいりたいと考えています。

NPOマネジメント・サポート事業ですが、この事業はNPO運営に係る広範な知識の修得を図るNPOマネジメント・セミナー事業と中間支援組織の専門スタッフの養成を目指した中間支援センター・エンパワーメント事業の2事業で構成されていますが、今年度はそれぞれの講座を石巻、古川、白石で開催し、この2事業で350名程度の参加をいただいたところです。17年度につきましては、本年度の事業の検証評価を行いながら、さらに効果的な事業実施の方法について検討していきたいと考えています。

次にみやぎNPOプラザの運営に関してですが、NPOプラザにつきましては4月以降指定管理者制度の導入によるNPO主体の運営予定となっていますが、指定管理者との正式な協定締結が県議会の議決後となってしまいうわけですが、実際に4月1日から指定管理者による館の運営に移行しますので、今後、指定管理者の候補団体と協議を進めていきたいと思っています。

最後に、体系図に戻っていただきたいのですが、下の方にNPO青少年協働促進事業があります。この事業につきましては平成13年度からスタートしたもので、県内の高等学校に講師を派遣しNPO活動を紹介する高校生とNPOの架け橋出前講座と、実際のNPO活動の現場に高校生の参画を促進するということでの高校生とNPOの実践的ワークショップ事業という大きく分けて2つの事業から構成されていたわけですが、一点目の出前講座につきましてはこれまでのべ約9,800名の高校生に受講していただきました。二点目のワークショップ事業につきましても、これまで37の協働事業が実践されてきたわけですが、県としましてこれまでの事業成果等について受講者アンケート等から検証したところ、高校生を中心とした青少年層へのNPO理解の浸透という当初の事業目的については一定の成果は果たしたのではないかという結論に至り、当室の事業としては本年度をもって廃止になります。

なお、本事業と同様の取り組みにつきましては、教育委員会での事業展開の可能性も考えられることから、今後教育庁サイドで同様の趣旨の事業の実施の可能性について協議を進めてまいりたいと考えています。

17年度の当室の事業概要についての説明は以上です。

藤田副会長

ありがとうございました。今の説明について御質問や御意見等ありましたらお願いします。

四角の囲みで白塗りと黒塗りがありますが、意味があるのですか。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

黒い四角が重点事業です。これは、知事をトップとする政策・財政会議という機関がありますが、その中で重点事業に選定された事業です。

藤田副会長

ありがとうございます。何か質問はありませんか。

大久保委員

青少年協働促進事業ですが、教育委員会との可能性をこれから探っていくのか、あるいはそういった兆しが出ているのか。その部署は高校教育課なのか。そのへんの展開はまだまだ分からない状況ですか。

佐藤 N P O 活動促進室活動促進班長

これから教育庁とつめていくということで、まだどこの課がという段階には至っていません。

大久保委員

促進室の方がある程度教育委員会にアプローチをするということなんですね。先ほど、ある一定の達成が認められたという話でしたが、もちろん高校生は順次卒業していくわけですからいわゆる受け皿である高校の教員の方々はやっと視野に入れたか入れないかという段階で、まだ焦点をあててないです。ですから、できる限り何らかの形で学校を、県でいうと高校になります。アプローチはぜひ続けていくべきだなと思いますのでよろしくお願ひします。

渡邊環境生活部次長

今大久保委員がおっしゃったように、教育事業は本当は再生産が必要で、継続していきたいものであるわけですが、いろいろな事情で終了となりました。それで、この事業を進めてきたプラザを中心として報告書をまとめましたので、環境生活部から教育庁へという形で文章を調整中です。部長の了解を得た上で教育庁に話をしに行くことになっています。働きかけを受けた教育庁が今後どういう事業に展開するかは、教育庁に預けられるということにはなりますが私どもとしては意を尽くして趣旨をお伝えしたいと思っております。

藤田副会長

ありがとうございました。それではその他になれば、平成 17 年度事業の主な事業に関しましては概ね了承されたということですのでよろしいでしょうか。

それでは次に移らせていただきます。3 の宮城県民間非営利活動促進基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施について御説明をお願いします。

菊地 N P O 活動促進室主任主査

先日皆様にメールでご連絡を差し上げたとおりですが、パブリックコメントにつきましては 2 月 4 日から 3 月 15 日までの実施機関としています。本日、皆様に配付している資料 4、5、6 につきまして、当室のホームページでの掲載や閲覧、県政情報センターや仙台を除く各地方振興事務所県政情報コーナー、みやぎ N P O プラザにおいて閲覧できるようにしています。

ちなみに、今日お渡しした資料 6 の基本計画（案）の中の施策体系図ですが、山田会長からの御提案を受け、「協働による市民が主体となった社会システムの確立をめざして」という目標を入れ込んだ形でパブリックコメントを実施しています。

なお、山田会長からいただいた前文につきましては、山田会長の御了解を得たあと皆様に改めてお示ししたいと思っておりますので、この席上では配付しません。

パブリックコメントの実施についての周知は、各地方振興事務所と県内の各市町村にパブリックコメントの趣旨を御了解いただくとともに、関係団体への周知をお願いしています。

また、パブリックコメントの一環としての説明会を県内の3箇所で開催することとしています。そのうち一つはもう既に終了していますが、2月5日(土)に石巻合同庁舎で説明会を実施しています。これにつきましては、「石巻NPO・ボランティア・地域づくり団体交流会」というプラザの事業で、大久保委員が代表を務めているNPO法人杜の伝言板ゆるるで企画・実施を行っているものの中で説明会の場を設けさせていただき、40分ほどこちらから説明、意見交換を行いました。

参加者はスタッフを除き50人ということで、これらの方々に基本計画の見直しについて説明し意見をいただいております。

例えば、説明会の意見では、一つは第3章で基本計画の基本の部分とあるが、なくていいのではないかと。施策と事業をどう進めるかということだけの方が分かりやすいということ、二つ目としては、時代のニーズに合わせて5年の見直し期間は長すぎるのではないかと。3年が限度なのではないかと。見直し期間をもう少し短くしてはどうかという御意見。県の各合同庁舎に県のNPOの出先機関を設けてはどうかという3つの意見が出ております。

ちなみに促進委員会の委員としまして、大久保委員と大森委員のお二人に出席いただきました。

説明会は、2月26日に公文書館3階大会議室で、3月5日に古川合同庁舎大会議室でそれぞれ開催する予定です。なお、この交流会が2月6日に大河原で開催されています。残念ながらそこでは説明の時間がとれませんでした。その場でも皆さんにお配りした資料の配付をお願いし、参加者の方に配付していただいております。

なお、実施期間は残り1ヶ月くらいありますので、これからも周知を図っていきたいと思います。

藤田副会長

ただいまの説明について御質問、御意見等ございませんか。なければ私から伺いたいのですが、例えばNPO向けに案を配付するという事はしていませんよね。

菊地NPO活動促進室主任主査

NPOに直接配布はしていませんが、仙台市民活動サポートセンターにも依頼してパブリックコメントを実施しているというチラシを置いていただいております。また、各圏域の支援センターにも置いていただくようにして周知を図っていきたいと思います。

藤田副会長

そうですね。なかなかホームページは何か情報を得ようとするのがないという事もないので、例えば、みやぎNPO情報ネットあるいはFAX等でNPO向けにパブリックコメントを募集しているということを経験として発信してはどうかと思ったのです。



が、その他に何か御意見ございませんか。

稲葉委員

昨日、仙台市の別な会議で、市民からの意見が2件しか集まりませんでしたということ、県庁の担当者に聞いたら県も3件しか集まらなかったということ、自信を持っておっしゃっておられました。県庁が3件だったから市役所は2件でもいいのかということ、を言われておりました。

どうしても人目につくところに置くことが少ないと集まりにくいと思いますので、例えば同じ県の部署の中で各地でイベントを実施したり市民が参加するようなイベントや企画をしている部署もありますので、ちなみに2月26日に大河原地区で情報政策課で市民参加型の情報に関するイベントもやられるということもありますので、そういう機会を利用してはどうかと思った次第です。

菊地NPO活動促進室主任主査

こちらとしては、県内の各市町村には関係団体への周知をお願いしているところですが、そういう機会をうまく捉えて周知は図っていきたいと考えています。

藤田副会長

関係機関に周知徹底を図るよう情報を流していますとおっしゃられてもなかなか末端までには届かないのが現実なんですね。本当に意見がほしいのであればあらゆる手だてを講じて、例えばメディアを使うなどもやっていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

菊地NPO活動促進室主任主査

ちなみに補足ですが、2月5日に石巻で説明会を開催した際には、石巻の日々新聞には開催前に説明会の記事が掲載されました。また、県政記者クラブにもパブリックコメントの実施について投げ込みを行っています。

藤田副会長

ありがとうございました。

加藤委員

せんだい・みやぎNPOセンターのホームページにも出させていただいているので、支援機関や委員等でそれぞれ努力をするということ、でいいのではないのでしょうか。

藤田副会長

その他に御意見がないようでしたら次に移らせていただきます。よろしいでしょうか。では4の平成17年度宮城県民間非営利活動促進委員会の開催予定について事務局から説明をお願いします。

菊地NPO活動促進室主任主査

資料7ですが、平成17年度の宮城県民間非営利活動促進委員会の開催予定を作成してみました。上から順にいけますが、まず、4月から5月にかけて、基本計画についてパブリックコメントに提出された意見等をふまえた形で修正した見直し案を審議・調製していくことで考えています。

6月から7月にかけて、改めて促進委員会を開催し、基本計画の最終見直し案を決定します。

次に8月ですが、平成18年度の事業についてどのように取り組んでいくべきかということ促進委員会を開催し、皆様の意見もお伺いしたいと考えています。

次の9月から10月ですが、これは促進委員会の開催ではなくてその他の事項ですが、9月の県議会に基本計画の最終案を諮り、議会の議決を得たいと考えています。

平成18年の1月から3月ですが、こちらの中で丸印をふたつつけていますが、平成17年度のNPO活動促進事業等の実施状況について報告するとともに、平成18年度の事業についても報告をしたいと考えています。

簡単ですが、このような形で促進委員会を開催してはどうかということ御提案させていただきます。

藤田副会長

ただいまの説明に関して、御意見、御質問ありませんでしょうか。私の方からちょっと質問したいのですが、1月あたりに事業の報告ということですが報告だけでよろしいのでしょうか。評価までは考えてはいないのでしょうか。

菊地NPO活動促進室主任主査

開催時期は3月くらいになるかもしれませんが、実際に17年度に取り組んできたことについてお話しするとともに、その時点で可能であれば取り組んだことについての評価を絡めた形での報告が必要になるかと思っています。

藤田副会長

いかがでしょうか。このスケジュールですとだいたい5回くらいの開催になるようですね。よろしいですか。では、御意見がないようなのでこれで了承されたということですね。どうもありがとうございました。

それではその他に事務局側で何かありましたらお願いします。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

協働マニュアルの話に戻らせていただいて恐縮ですが、先ほどの話で今日いただいた意見とこれから事務局にお寄せいただく意見等をふまえて事務局で再度案を作り、もう一度委員の方にお示しして御了承いただくという流れで進めさせていただくことで御了承を得たわけですが、できましたら我々に意見をいただく期限を決めたいと思います。大変お忙しいところ恐縮ですが、可能であれば今月中にメール又はFAX等で御意見をお寄せいただき、それを一度事務局で集約し、次の週に委員の方に再度見ていただくといった流れで進めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

藤田副会長

先ほど私も、意見があれば早急に事務局に提出して下さいと申し上げましたが、やはり期限を切った方が皆様も考えてくださると思います。2月いっぱいまでに意見を寄せるとうことでよろしいですか。

大久保委員

県庁職員の方々が御覧になると思うのですが、この基本計画と同様に文字をもう少し大きくしないと読みたくないのではないかと思うので、もう少し文字を大きくしてはどうかという提案です。

藤田副会長

その他に何かありませんか。

なければこれで議事は終了させていただきます。

事務局

次第の4のその他に移ります。事務局から説明願います。

菊地NPO活動促進室主任主査

二点ほど連絡事項がございます。

まず一点目ですが、皆様のお手元にみやぎNPO夢ファンドの募集のチラシを配布していますが、2月からこの夢ファンドの募集を開始しています。

二点目ですが、これは次回の促進委員会の日程の話です。先ほどの資料7で4月から5月にパブリックコメントの意見をふまえた形で基本計画の見直しを行います。現段階では開催日を決めてはおりませんので、時期が近くなりましたら皆様に開催に当たっての出欠予定等を確認させていただきます。

事務局

以上をもちまして、本日の第8回の民間非営利活動促進委員会を終了します。